

奈良県告示第百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十八年六月二十七日山陵中山土地改良区の定款の変更を認可した。

平成二十八年七月五日

奈良県知事 荒井正吾